

この書類を千葉県自動車税事務所長あてに提出すると、自動車税の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。

還付請求権譲渡通知書

千葉県自動車税事務所長 様

(〒 -)

実印

(〒 -)

住所・所在地

住所・所在地

譲渡人
(納税義務者)

氏名・名称
(代表者役職・氏名)

譲受人 氏名・名称
(代表者役職・氏名)

電話番号

電話番号

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ()	No. (カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に____年__月__日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 ____年__月__日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの)	____円
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原					
			かな				2. 誤納 ____年__月__日	※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額
税目				年度			3. その他 () ____年__月__日	
1. 自動車税※1				2. 環境性能割※2			年度	

※1 令和8年法律第2号による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割を含みます。
※2 令和8年法律第2号による改正前の地方税法に規定する自動車税の環境性能割をいいます。

【備考】※必ずお読みください。

提出期限	還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑証明書(還付請求権を譲渡した日から前後3か月以内に発行された原本) 抹消が確認できる書類の写し(還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録済でないと受理できません。上記「還付の発生事由及び年月日」欄に抹消登録日を必ず記入してください。) 譲渡人の住所・氏名が納税通知書と異なる場合は、住民票、戸籍、登記簿謄本等、変更の事実が確認できる書類(コピー可) 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要です。必ず事前に下記宛お問い合わせください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。 過誤納還付金は口座振込により還付します。 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしません。

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721

記入例

事務所長あてに提出すると、自動車税の還付金は譲受人に支払われます

※6月5日に売買した車両を6月12日に抹消したケース
千葉県自動車税事務所長様
(〒260-××××)

還付請求権譲渡

個人の場合は住所・氏名、
法人の場合は所在地・法人名・
代表者の役職・氏名を記入してくだ
さい

(〒260-▽▽▽▽)

実印

住所・所在地	千葉県千葉市中央区市場町1	住所・所在地	千葉市中央区問屋町2
譲渡人 (納税義務者)	氏名・名称 (代表者役職・氏名) 株式会社千葉県 代表取締役 千葉 一郎	譲受人	氏名・名称 (代表者役職・氏名) 株式会社自動車税 代表取締役 自税 太郎
電話番号	043-000-0000	電話番号	043-000-0000

法人の場合は代表社印

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座)

鉛筆や消せるボールペンは
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種類及び番号	口座名義
自動車	問屋町	普通 当座 その他 ()	カ)ジドウシャセイ

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に令和8年6月5日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日		譲渡の日は必ず記入
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消	8年6月12日	過誤納額 _____円 ※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原				2. 誤納	____年____月____日	
3	0	0	かな ち	1	1	1	3. その他	() ____月____日	
税目							年度		
1. 自動車税※1							2. 環境性能割※2		8年度

※1 令和8年法律第2号による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割を含みます。
※2 令和8年法律第2号による改正前の地方税法に規定する自動車税の環境性能割をいいます。

【備考】※必ずお読みください。

事由を○でかこみ、発生年月日を記入してください

提出期限	還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に通知してください。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑証明書(還付請求権を譲渡した日から前後3か月以内に発行された原本) 抹消が確認できる書類の写し(還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録済でないと受理できません。上記「還付の発生事由及び年月日」欄に抹消登録日を必ず記入してください。) 譲渡人の住所・氏名が納税通知書と異なる場合は、住民票、戸籍、登記簿謄本等、変更の事実が確認できる書類(コピー可) 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。 過誤納還付金は口座振込により還付します。 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしません。

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721